

令和3年度（2021年度）
定期監査結果報告書
（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
(1)	都市活力部	3
(2)	福祉部	5
(3)	消防局	7
(4)	都市計画推進部	9
(5)	都市基盤部	10
(6)	上下水道局	12
(7)	市立豊中病院	13
(8)	市民協働部	14

※令和4年（2022年）1月、2月、3月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

1 監査の種類

豊中市監査基準に関する規程第4条第1項第1号の財務監査及び同項第2号の行政監査

2 監査の期間

令和3年（2021年）12月27日から令和4年（2022年）3月29日まで

3 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
都市活力部	魅力文化創造課、 伝統芸能館、市民ギャラリー、ローズ文化ホール、文化芸術センター（指定管理者制度導入施設）	1月31日
福祉部	障害福祉課、障害福祉センターひまわり、 たちばな園（指定管理者制度導入施設）	1月31日
消防局	警防課、消防指令センター	1月31日
都市計画推進部	開発審査課	2月21日
都市基盤部	基盤保全課	2月21日
上下水道局	給排水サービス課	3月29日
市立豊中病院	経営企画課	3月29日
市民協働部	暮らし支援課、生活情報センターくらしかん、 労働会館	3月29日

4 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和2年度（2020年度）以前についても対象とした。

5 監査の実施内容

監査は、豊中市監査基準に関する規程に準拠し実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次項以下に記載のとおり、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

なお、「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

(1) 都市活力部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆要綱等改正にかかる決裁について（魅力文化創造課）

豊中市事務決裁規程第9条第6号の規定により市長の決裁を受けて改正すべき「豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱」及び「伝統芸能館利用料金減免基準」が、同規程別表11(1)の規定を適用して部長専決で改正されていた。

措置通知公表日	令和6年1月29日	公表第2号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆豊中まつり 実行委員会との取り決めについて（魅力文化創造課）

「豊中まつり」については、実施当初から実行委員会が組織され、運営が行われてきた経過がある。また現在、その運営経費は、市の負担金及び市民ボランティアや地域団体等の連携協力による企業協賛・個人協賛・広告協賛・出店料などにより確保されているとのことである。

公益性を有する事業の運営を、自治体や他団体等を構成員とする実行委員会組織により行うこととし、当該事業に係る経費について、各構成員の負担金により確保する等の形態は、一般的に見受けられるところである。

市の負担金の支出については、基本的に市長の合理的な裁量に委ねられ、必要な予算措置等を経てなされるものであるが、その原資は公金であることから、負担金支出の公正性を担保し、市民への説明責任を果たす観点からは、市と実行委員会との間で、経費の負担割合や金額、精算方法、市への実績報告、事業の目的や内容、事業実施期間等の基本事項について、協定書等により明確化が図られるよう検討されたい。

措置通知公表日	令和8年1月29日	公表第2号
---------	-----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(2) 福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆豊中市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定の専決事項の誤りについて(障害福祉課)

豊中市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定が豊中市事務決裁規程別表8(3)の規定により部長専決とすべきところ、同規程別表11(12)の規定を適用して課長専決で行われていた。

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第14号
---------	-----------	--------

◆備品の管理について(障害福祉課)(障害福祉センターひまわり)(たちばな園)

備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、設置場所等がたちばな園となっている応接セットなど計8品目が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。(障害福祉課)

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第14号
---------	-----------	--------

備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、冷蔵庫・冷凍庫が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。(障害福祉センターひまわり)

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第14号
---------	-----------	--------

「豊中市立たちばな園の管理運営に関する基本協定書」に基づく「貸与備品等明細書」に記載されている備品について試査を行ったところ、貸与しているのに記載されていない絵画(風景画)と貸与していないのに記載されている絵画(今井隆画(少女))があった。また、指定管理者から返納された備品で廃棄されているのにその手続が行われていないものがあった。(たちばな園)

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第14号
---------	-----------	--------

ロ. 要望事項(改善について検討を求めるもの)

該当なし

ハ. 留意事項(事務処理上留意すべき事項)

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・収納した施設使用料4件がひまわり使用料管理簿に記載されていなかった。
(障害福祉センターひまわり)
- ・収納した施設使用料について、豊中市財務規則第77条で準用する第29条第3項によ

り即日又は翌日に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、遅滞なく払い込んでいないケースがあった。(障害福祉センターひまわり)

②支出事務に関する事項

- ・「発達障害者支援事業関連綴 5年」簿冊、「点字広報謝礼金 5年」簿冊、「意思疎通支援事業 5年」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書に決裁日が記載されていないものや、負担行為日より後の日付となっているものがあった。(障害福祉センターひまわり)
- ・「共通事務の支出に係る納品・履行確認書類綴 5年」簿冊、「支出負担行為伺兼決定書・支出負担行為兼支出命令書(控)・支出命令書(控) 5年」簿冊及び「福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金 10年」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日付となっているものがあった。(障害福祉課)

③契約事務に関する事項

- ・土地賃貸借契約書(3件)に賃料の支払時期が明記されていなかった。
(障害福祉課)
- ・難聴者向けの手話講習会の実施及び運營業務委託契約書に係る起案文書に記載されている施行日と契約締結日が異なっていた。(障害福祉センターひまわり)

④現金等管理事務に関する事項

- ・職員の寄付等により取得した切手を郵便切手受払簿に記載せずに保管、使用していた。(障害福祉センターひまわり)

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・行政総務課長と協議することなく日常生活用具給付決定通知書及び補装具費支給決定通知書を豊中市行政文書管理規則に定める特例管理文書として使用していた。(障害福祉課)
- ・「豊中市障害者就労支援強化事業実施要綱」が市ホームページで公表されていなかった。(障害福祉センターひまわり)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(3) 消防局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆備品の管理について(警防課)

備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、デジタルカメラが廃棄されているのにその手続が行われていなかった。

措置通知公表日	令和4年12月27日	公表第17号
---------	------------	--------

◆行政財産の使用許可について(警防課)

防火水槽用地の住宅並びに倉庫用地としての使用許可については、昭和36年(1961年)の市道拡張に伴う用地買収の条件として引続き使用を認めてきているものであり、行政財産の使用許可に係る基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別の事由がある案件として決裁を得ているが、同基準において必要とされている特別の事由の公表がなされていなかった。また、その一方で、同基準に定める使用料減免基準（「本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合」）に該当するとした行政財産使用料減額・免除申込書を提出させており、一貫性を欠く事務処理となっていた。

措置通知公表日	令和4年12月27日	公表第17号
---------	------------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆行政財産の使用許可について(警防課)

防火水槽用地の住宅並びに倉庫用地としての使用許可については、相当の期間にわたり許可を継続していることに鑑み、使用実態も含め許可に係る諸条件等をあらためて整理し、適切な事務処理に努められたい。

措置通知公表日	令和7年2月21日	公表第3号
---------	-----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・「契約書 5年」簿冊において、起案文書に記載されている施行日と契約締結日が異なっているものがあつた。(警防課)
- ・「消防ポンプ自動車フルパワーPTO修繕業務契約」について、随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの契約概要の公表が行われていなかった。(警防課)
- ・「豊中市・池田市消防指令システム賃貸借契約」について、随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの契約概要の公表が行われていなかった。(消防指令センター)

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「一般事務事業 1年」簿冊において、起案文書に決裁日又は施行日が記載されていないものや記載されている施行日と施行文書控えの日付が異なるものがあつた。(警防課)
- ・「勤務一覧表 3年」簿冊において、責任者の押印が漏れているものがあつた。
(消防指令センター)
- ・「公共料金履行確認書」簿冊において、支出負担行為伺決定書に決裁日が記載されていないものがあつた。(消防指令センター)
- ・「支出負担行為伺兼決定書」簿冊において、負担行為日と決裁年月日が記載されていないものがあつた。(消防指令センター)
- ・「情報管理係総務事務 3年」簿冊において、起案文書に決裁日と施行日が記載されていないものがあつた。(消防指令センター)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(4) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆市営住宅駐車場の活用について(住宅課)

市営住宅駐車場について、利用率が低い状況も見受けられるところであり、入居者の利用ニーズや駐車場利用状況データを踏まえつつ、必要な確保台数や駐車場の有効活用について検討されたい。

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第12号
---------	-----------	--------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・勤務時間及び休暇に関する条例施行規程第5条により、職員の勤務日の出勤、週休日、休日、休暇を利用した日その他必要な事項に関する情報を適正に管理することが求められているが、出勤簿で出勤管理を行う職員について、夏季休暇を取得した日の表記を「夏」ではなく「有」と表記していた。(開発審査課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(5) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆道路占用料の徴収について（基盤管理課）

道路占用料条例及び同施行規則によれば、道路占用料のうち、占用期間1年以上のもの次年度以降の分については、当該会計年度分をその年度の初めに徴収する（毎会計年度開始の日から1月以内の納期を指定する）とされているところ、抽出した2件について、それぞれ5月6日から6月2日まで、5月6日から6月7日までを納期としていた。

また、分納を許可した場合の占用料は年額を2分し、4月1日から9月30日までの分は4月1日から同月30日までを納期とするとされているところ、抽出した1件について、5月18日から6月18日までを納期としていた。

措置通知公表日	令和6年1月29日	公表第1号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆デマンド型乗合タクシーの利便性向上について（交通政策課）

運行状況や利用者ニーズを踏まえつつ、スマートフォン予約やキャッシュレス支払いの導入等も含めて、利用者の利便性向上に努められたい。

措置通知公表日	令和6年3月1日	公表第6号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・臨時会計年度任用職員の出勤簿の一部において、出勤日数等が鉛筆で記載されている箇所や担当者の確認印がないものがあった。また、半日休暇や半日振替について、出勤簿に表示されていないものがあった。(基盤保全課)
- ・親水水路園路清掃業務委託(第1区)の復命書の決裁に押印漏れがあった。(基盤保全課)
- ・街路灯の添架申込に係る起案文書において、施行日欄の日付と添付されている施行文書の控の日付が異なるものがあった。(基盤保全課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(6) 上下水道局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆施設内への自動販売機の設置について(上下水道局)

歳入確保の観点から、自動販売機を設置できないか検討されたい。

措置通知公表日	令和7年3月27日	公表第8号
---------	-----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(7) 市立豊中病院

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆院内備品の契約における設定価格の検討について（経営企画課）

院内備品の入札について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」を適用しているケースが散見されることから、その原因分析と必要な対処に努められたい。

措置通知公表日	令和4年7月29日	公表第13号
---------	-----------	--------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・ 随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの契約概要の公表が行われていなかった。（経営企画課）
- ・ 「契約（受託契約）」簿冊において、起案文書の施行日欄に斜線を入れ、施行日が記載されていないものがあった。（経営企画課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 市民協働部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆決裁区分について（労働会館）

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う豊中市立労働会館使用承認取消し申出書使用料返還請求書」の様式について、課長に専決させる規定がないにもかかわらず、課長専決で定められていた。また、同様式に新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料等の特例に関する規則第2条第2項とあるが、第2項ではなく第2号である。また、同号に係る返還額等の労働会館の運用について、課長に専決させる規定がないにもかかわらず、課長専決で定められていた。

措置通知公表日	令和6年1月29日	公表第3号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆施設内への自動販売機の設置について（生活情報センターくらしかん）

歳入確保の観点から、自動販売機を設置できないか検討されたい。

措置通知公表日	令和6年1月29日	公表第3号
---------	-----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「労働会館運営管理3年」簿冊において、起案文書に施行日が記載されていないものがあつた。(労働会館)
- ・生活情報センターくらしかんの敷地内の公衆電話ボックスの設置に係る行政財産使用許可書に、使用料と使用料納入期限が記載されていないものがあつた。(生活情報センターくらしかん)
- ・「生活困窮者自立支援事業5年」簿冊において、起案文書に決裁日や施行日が記載されていないものがあつた。(くらし支援課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし